

議事日程第 3 号

平成 27 年(2015年)招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会議会議事日程
平成 28 年(2016 年) 2 月 29 日午前 9 時 30 分開議
議会期間(平成 28 年 2 月 29 日から 3 月 28 日まで 29 日間)

日程第 1	発議第 5 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 2 号	職員の退職管理に関する条例について
日程第 3	議案第 3 号	大阪狭山市行政不服審査法施行条例について
日程第 4	議案第 4 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 5	議案第 5 号	南部大阪都市計画山本南地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例について
日程第 6	議案第 6 号	大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 7 号	大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 8 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 9 号	大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 10 号	大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 11 号	大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 12 号	報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 13 号	大阪狭山市育英金貸与条例及び大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 14 号	大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部を改正

		する条例について
日程第15	議案第15号	大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第16号	市道路線の認定及び廃止について
日程第17	議案第17号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について
日程第18	議案第18号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第19	議案第19号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第20	議案第20号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第21	議案第21号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第22	議案第22号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第23	議案第23号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)について
日程第24	議案第24号	平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計予算について
日程第25	議案第25号	平成28年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第26	議案第26号	平成28年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別会計予算について
日程第27	議案第27号	平成28年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第28	議案第28号	平成28年度(2016年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第29	議案第29号	平成28年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について

日程第 3 0	議案第 3 0 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について
日程第 3 1	議案第 3 1 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について
日程第 3 2	議案第 3 2 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について
日程第 3 3	議案第 3 3 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計予算について
日程第 3 4	議案第 3 4 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会計予算について
日程第 3 5	議案第 3 5 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 1 号)について
日程第 3 6	請願第 1 号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市議会議長 丸 山 高 廣

記

- 1 番 上 谷 元 忠
- 3 番 井 上 健太郎

議案第 2 号

職員の退職管理に関する条例について

職員の退職管理に関する条例を次のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 2 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大阪狭山市行政不服審査法施行条例について

大阪狭山市行政不服審査法施行条例を次のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 2 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審理員等が行う資料交付に係る手数料)

第2条 法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第258条第1項、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において「審査庁が資料交付を行う場合」という。)の規定による資料の交付に係る手数料は、別表のとおりとする。

2 法第38条第5項(審査庁が資料交付を行う場合を含む。)の規定により、前項の手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

審査請求人又は参加人(以下この条において「審査請求人等」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する現に同法の保護を受けている者であるとき。

審査請求人等が生活保護法第6条第2項に規定する同法の保護を必要とする状態にある者で、現にその保護を受けていないものであるとき。

審査請求人等が災害等不時の事故によって生計困難になった者であるとき。

その他特別の理由があると認めるとき。

3 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 前項の書面には、審査請求人等が第2項各号のいずれかに該当する事実を証明する書面を添付しなければならない。

(大阪狭山市行政不服審査会の設置)

第3条 法第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、大阪狭山市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 審査会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審査会の委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5条第4項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 9 条 審査会の庶務は、総務部において行う。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審査会が行う資料交付に係る手数料)

第 11 条 法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用される法第 78 条第 4 項に規定する条例で定める手数料は、別表のとおりとする。

2 法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用される第 78 条第 5 項の規定により、前項の手数を減額し、又は免除することができる場合は、第 2 条第 2 項各号に掲げるとおりとする。この場合においては、同条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(罰則)

第 12 条 第 5 条第 4 項(第 8 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の審査会の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

3 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和 35 年大阪狭山市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

行政不服審査会委員	〃	7,000
同 専門委員	〃	7,000

別表（第2条及び第11条関係）

種類	金額
書面又は書類の写し（黒色）	1枚につき10円
書面又は書類の写し（カラー）	1枚につき20円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（黒色）	印刷物として出力したもの1枚につき10円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（カラー）	印刷物として出力したもの1枚につき20円

備考

- 1 この表において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 書面又は書類の写し（電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

議案第 4 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 2 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大阪狭山市行政手続条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市行政手続条例(平成12年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(大阪狭山市情報公開条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市情報公開条例(平成10年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「救済手続(第15条)」を「審査請求(第15条・第16条)」に、「(第16条)」を「(第17条~第29条)」に、「第17条~第21条」を「第30条~第35条」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(罰則)

第35条 第19条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第5章中第21条を第34条とし、第20条を第33条とし、第17条から第19条までを13条ずつ繰り下げる。

第16条中第3項から第8項までを削り、同条を第17条とし、同条の次に次の12条を加える。

(組織)

第18条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第19条 審査会の委員は、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 審査会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審査会の委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第20条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第22条 審査会の庶務は、総務部において行う。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第24条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等からの意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合は、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第23条第3項若しくは第4項又は前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査請求の制限)

第26条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査手続の非公開)

第28条 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第15条の見出し中「救済」を「審査請求があった場合の」に改め、同条第1項中「公開決定等に不服のある者」を「実施機関がした公開決定等若しくは公開請求拒否決定又は公開請求に係る不作為について」に改め、「(昭和37年法律第160号)」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「実施機関は、」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「が明らかに不適法であるとき」を「に係る審査庁は、次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

審査請求が不適法であり、却下する場合

公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第5項において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開する場合(当該実施機関がした公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)

第15条中第4項及び第5項を削り、同条第6項中「決定又は裁決」を「裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「実施機関」を「審査庁(以下「諮問庁」という。)」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第16条とする。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。)を添えてしなければならない。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第3章中第16条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 15 条 公開決定等若しくは公開請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により公開請求を拒否する決定 (第 2 条第 2 号ただし書に規定するものである場合又は第 31 条各項に該当するため公文書の公開をしない場合を含む。以下「公開決定等若しくは公開請求拒否決定」という。) 又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(大阪狭山市個人情報保護条例の一部改正)

第 3 条 大阪狭山市個人情報保護条例 (平成 10 年大阪狭山市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

目次中「救済手続 (第 29 条)」を「審査請求 (第 29 条・第 30 条)」に、「 (第 30 条)」を「 (第 31 条～第 43 条)」に、「第 31 条～第 35 条」を「第 44 条～第 48 条」に、「第 36 条～第 41 条」を「第 49 条～第 54 条」に改める。

第 41 条を第 54 条とする。

第 40 条中「第 36 条」を「第 49 条」に改め、同条を第 53 条とする。

第 39 条中「第 30 条第 6 項」を「第 33 条第 4 項」に改め、同条を第 52 条とする。

第 38 条を第 51 条とし、第 37 条を第 50 条とし、第 31 条から第 36 条までを 13 条ずつ繰り下げる。

第 30 条中第 3 項から第 8 項までを削り、同条を第 31 条とし、同条の次に次の 12 条を加える。

(組織)

第 32 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 33 条 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 審査会の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審査会の委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第34条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第35条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第36条 審査会の庶務は、総務部において行う。

(審査会の調査権限)

第37条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第38条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等からの意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（提出資料の閲覧等）

第39条 審査請求人等は、審査会に対し、第37条第3項若しくは第4項又は前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

（審査請求の制限）

第40条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（答申書の送付）

第41条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人

及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査手続の非公開)

第 4 2 条 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第 4 3 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 2 9 条の見出し中「救済」を「審査請求があった場合の」に改め、同条第 1 項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服のある者」を「実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について」に改め、「(昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号)」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「実施機関は、」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「が明らかに不適法であるとき」を「に係る審査庁は、次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

審査請求が不適法であり、却下する場合

開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 5 項において同じ。）訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をする場合

第 2 9 条中第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「決定又は裁決」を「裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に、「実施機関」を「審査庁（以下「諮問庁」という。）」に改め、同項第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同項第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 3 0 条とする。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第4章中第30条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第29条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。次条第1項において同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年大阪狭山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項中ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第10条第1項中「前2条」を「前3条」に改める。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名

押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

主文

事案の概要

審査申出人及び市長の主張の要旨

理由

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第6条 大阪狭山市市税条例(昭和40年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大阪狭山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正前の大阪狭山市情報公開条例の規定に基づく実施機関がした公開決定等についての不服申立てであって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた公開決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(大阪狭山市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正前の大阪狭山市個人情報保護条例の規定に基づく実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであって、施行日前になされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例第4条第2

項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条並びに第11条の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第 5 号

南部大阪都市計画山本南地区地区計画の区域内
における建築物の制限等に関する条例について

南部大阪都市計画山本南地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する
条例を次のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

南部大阪都市計画山本南地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画山本南地区地区計画(以下「山本南地区地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限を定めるとともに、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法、都市緑地法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)及び山本南地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、山本南地区地区計画の区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 山本南地区地区計画の区域内においては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- ・ 住宅(長屋を除く。以下この条において同じ。)
- ・ 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの
- ・ 集会所
- ・ 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)

(建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度)

第5条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の10以下でなければならない。

(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)

第6条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の5以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。

2 前項の適用の緩和に関する措置は、令第135条の21に定めるところによる。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、10メートル以下でなければならない。

2 前項の建築物の高さの算定については、令第2条第1項第6号ロ及びハに定めるところによる。

3 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたものの以下でなければならない。

4 前項の適用の緩和に関する措置は、令第135条の4第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

(建築物の緑化率の最低限度)

第10条 建築物の緑化率は、10分の1以上でなければならない。

(建築物の意匠の制限)

第11条 建築物の屋根及び外壁等は、良好な住環境にふさわしい、落ち着いた色合いのものとする。

(垣又は柵の構造の制限)

第12条 建築物に附属する垣又は柵(門及び門柱を除く。)を道路に面して設置する場合は生垣としなければならない。ただし、地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分については、この限りでない。

2 隣地境界について、生垣以外の構造とする場合は、網状その他これに類する形状等透視可能構造とし、高さは地盤面から1.2メートル以下としなければならない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第13条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして良好な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、その許可

の範囲内において、第4条から前条までの規定は適用しない。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- ・ 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築基準法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者）

第5条から第9条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工し、違反することとなった場合においては、当該建築物の工事施工者）

建築物を建築した後に、第7条の規定に違反することとなった場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第1項又は前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

第10条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工し、違反することとなった場合においては、当該建築物の工事施工者）

建築物を建築した後に、第10条の規定に違反することとなった場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者

- 2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 2 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例

大阪狭山市事務分掌条例（昭和53年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 前項に掲げるもののほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の室を置く。

グリーン水素シティ事業推進室

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の見出しを「(室及び部の事務分掌)」に改め、同条中「前条」を「第1条第1項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(グリーン水素シティ事業推進室の事務分掌)

- 第2条 グリーン水素シティ事業推進室の分掌事務は、グリーン水素シティ事業に関することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)
- 2 大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

議案第 7 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表大阪狭山市行政評価委員会の項中「及び行財政改革」を「、行財政改革及び総合戦略」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 8 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（昭和63年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第 9 号

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例等の一部を改正する条例について

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を
次のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

職員の退職管理の状況

第3条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成8年大阪狭山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第3項中「市長が定める」を「等級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同条第4項中「職務を」の次に「前項の規定に基づく分類の基準に適合するように」を加える。

第10条第1項中「同日前1年間」を「任命権者が定める期間」に改める。

第25条の3第4項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第26条第1項中「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	部長の職務

（大阪狭山市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 大阪狭山市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪狭山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条中「その者の勤務成績」を「、任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第10号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の6中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第16条の6の10中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第20条第1項第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第16条の6、第16条の6の10及び第20条の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和62年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 12 号

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する
条例について

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員の項中「360,000円」を「720,000円」に改め、同表に次のように加える。

スポーツ推進委員	年 額	40,000
----------	-----	--------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第13号

大阪狭山市育英金貸与条例及び大阪狭山市放課
後児童会条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市育英金貸与条例及び大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する条例
を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市育英金貸与条例及び大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する 条例

(大阪狭山市育英金貸与条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市育英金貸与条例(昭和59年大阪狭山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中学校の校長」の次に「、義務教育学校の校長」を加え、同条第4号中「財団法人大阪府育英会」を「公益財団法人大阪府育英会」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

(大阪狭山市放課後児童会条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市放課後児童会条例(平成10年大阪狭山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大阪狭山市育英金貸与条例第2条の改正規定(「中学校の校長」の次に「、義務教育学校の校長」を加える部分に限る。)及び同条例第7条の改正規定並びに第2条の規定は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市育英金貸与条例第7条の規定は、施行日以後に受ける育英金の貸与について適用し、施行日前に受けた育英金の貸与については、なお従前の例による。

議案第14号

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部
を改正する条例について

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例（平成25年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育部」を「こども政策部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 15 号

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

種 類			入 力	離 隔 距 離 (単位センチメートル)				備 考	
				上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200		
		使用温度が300度以上800度未満のもの		150	150	200	150		
		使用温度が300度未満のもの		100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200		
		使用温度が300度以上800度未満のもの		150	100	200	100		
		使用温度が300度未満のもの		100	50	100	50		
燃 式	半 密 閉 室 外	浴室 外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 ｷﾝｼﾞ以下		15 注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2センチメートルとする。	
		内設置 内がま	21 ｷﾝｼﾞ以下			60			
	燃 式	浴室 外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 ｷﾝｼﾞ以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70ｷﾝｼﾞ以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21ｷﾝｼﾞ以下		15	15		15
		外 外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 ｷﾝｼﾞ以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バー		15	60		15

以 外 気 体 ふ ろ ろ 料 が ま	設 置			ナーが70ｷﾛｯﾄ以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが21ｷﾛｯﾄ以下					
		内がま	21 ｷﾛｯﾄ以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70ｷﾛｯﾄ以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが21ｷﾛｯﾄ以下		15	60		
	密閉式		21 ｷﾛｯﾄ以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70ｷﾛｯﾄ以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが21ｷﾛｯﾄ以下		2 注	2	2	
		屋外用	21 ｷﾛｯﾄ以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 ｷﾛｯﾄ以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが21 ｷﾛｯﾄ以下	60	15	15	15	
	不 半 密 閉 式 燃	浴室 内 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 ｷﾛｯﾄ以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては42ｷﾛｯﾄ以下		4.5 注		4.5
			内がま	21 ｷﾛｯﾄ以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては42ｷﾛｯﾄ以下				
		浴室 外 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 ｷﾛｯﾄ以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70ｷﾛｯﾄ以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが21ｷﾛｯﾄ以下		4.5		4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 ｷﾛｯﾄ以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70ｷﾛｯﾄ以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが21ｷﾛｯﾄ以下		4.5		4.5
			内がま	21 ｷﾛｯ	ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70ｷﾛｯﾄ以				

					ト以下	下であつて、かつ、 ふる用バーナーが 21ｷﾓｯﾄ以下									
					密閉式	21 ｷﾓｯﾄ以下	ふる用以外のバー ナーをもつものに あつては当該バー ナーが70ｷﾓｯﾄ以 下であつて、かつ、 ふる用バーナーが 21ｷﾓｯﾄ以下		2 注		2				
					屋外用	21 ｷﾓｯﾄ以下	ふる用以外のバー ナーをもつものに あつては当該バー ナーが70ｷﾓｯﾄ以 下であつて、かつ、 ふる用バーナーが 21ｷﾓｯﾄ以下	30	4.5		4.5				
	液 体 燃 料	不燃以外			39 ｷﾓｯﾄ以下			60	15	15	15				
		不燃			39 ｷﾓｯﾄ以下			50	5		5				
	上記に分類されないもの							60	15	60	15				
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 以 外 ・ 不 燃	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バー ナー が 隠 へ い	強制対流型		19 ｷﾓｯﾄ以下	4.5	4.5	60	4.5	注 1:風道を使用する ものにあつては15 センチメートルと する。 注 2:ダクト 接続型以外の場合 にあつては100セ ンチメートルとす る。			
					不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方向に 吹き出すもの		26 ｷﾓｯﾄ以下	100		15	150	15
										26 ｷﾓｯﾄを超え 70 ｷﾓｯﾄ以 下	100		15	100 注1	15
								温風を全周方向 に吹き出すもの		26 ｷﾓｯﾄ以下	100		150	150	150
								強制排気型		26 ｷﾓｯﾄ以下	60		10	100	10
	密閉式	強制給排気型		26 ｷﾓｯﾄ以下	60	10	100	10							

	燃	不 半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方向に吹き出すもの	70 ｷﾜｯﾄ以下	80	5		5	
				温風を全周方向に吹き出すもの	26 ｷﾜｯﾄ以下	80	150		150	
				強制排気型	26 ｷﾜｯﾄ以下	50	5		5	
			密閉式	強制給排気型	26 ｷﾜｯﾄ以下	50	5		5	
上記に分類されないもの						100	60	60 注2	60	
厨 房 設 備	不 燃 以 外	開 放 式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 ｷﾜｯﾄ以下	100	15 注	15	15 注	
				据置型レンジ	21 ｷﾜｯﾄ以下	100	15 注	15	15 注	
	燃	不 燃	開 放 式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 ｷﾜｯﾄ以下	80	0		0
					据置型レンジ	21 ｷﾜｯﾄ以下	80	0		0
	上記に分類されないもの				使用温度が 800 度以上のもの		250	200	300	200
					使用温度が 300 度以上 800 度未満のもの		150	100	200	100
使用温度が 300 度未満のもの						100	50	100	50	

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

ボ イ ラ ー	気 体	不 燃	開放式	フードを付けない 場合	7 ｷﾓｯﾄ以下	40	4.5	4.5	4.5	
			開放式	フードを付ける場 合	7 ｷﾓｯﾄ以下	15	4.5	4.5	4.5	
		燃	半密閉式			12 ｷﾓｯﾄを超え 42 ｷﾓｯﾄ以 下		15	15	15
						12 ｷﾓｯﾄ以下		4.5	4.5	4.5
		以 下	密閉式			42 ｷﾓｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				燃 外	屋外用	フードを付けない 場合	42 ｷﾓｯﾄ以下	60	15	15
		フードを付ける場 合	42 ｷﾓｯﾄ以下			15	15	15	15	
		料	不 燃	開放式	フードを付けない 場合	7 ｷﾓｯﾄ以下	30	4.5		4.5
					フードを付ける場 合	7 ｷﾓｯﾄ以下	10	4.5		4.5
			燃	半密閉式			42 ｷﾓｯﾄ以下		4.5	
	密閉式						42 ｷﾓｯﾄ以下	4.5	4.5	
				屋外用	フードを付けない 場合	42 ｷﾓｯﾄ以下	30	4.5		4.5
	フードを付ける場 合				42 ｷﾓｯﾄ以下	10	4.5		4.5	
	液 体 燃 料	不燃以外			12 ｷﾓｯﾄを超え 70 ｷﾓｯﾄ以 下	60	15	15	15	
					12 ｷﾓｯﾄ以下	40	4.5	15	4.5	
不燃				12 ｷﾓｯﾄを超え 70 ｷﾓｯﾄ以 下	50	5		5		

					12 ｷﾓｯﾄ以下	20	1.5		1.5			
					23 ｷﾓｯﾄを超える	120	45	150	45			
				上記に分類されないもの	23 ｷﾓｯﾄ以下	120	30	100	30			
ス ト ー ブ	気 体	不 燃	開 放 式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 ｷﾓｯﾄ以下	30	60	100	4.5	注：熱対流 方向が一 方向に集 中する場 合にあつ ては60セ ﾝﾒｰﾄﾙと する。	
			以 外	半 密 閉 式・ 密 閉 式	バーナーが隠へい	自然対流型	19 ｷﾓｯﾄ以下	60	4.5	4.5 注		4.5
	燃 料	不 燃	開 放 式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 ｷﾓｯﾄ以下	15	15	80	4.5		
			燃	半 密 閉 式・ 密 閉 式	バーナーが隠へい	自然対流型	19 ｷﾓｯﾄ以下	60	4.5	4.5 注		4.5
	液 体	不 燃	以 外	半 密 閉 式	自然 対 流 型	機器の全周から 熱を放散するもの	39 ｷﾓｯﾄ以下	150	100	100		100
						機器の上方又は 前方に熱を放散 するもの	39 ｷﾓｯﾄ以下	150	15	100		15
燃 料		不 燃	半 密 閉 式	自然 対 流 型	機器の全周から 熱を放散するもの	39 ｷﾓｯﾄ以下	120	100		100		
					機器の上方又は 前方に熱を放散	39 ｷﾓｯﾄ以下	120	5		5		

				するもの						
				上記に分類されないもの		150	100	150	100	
乾 燥 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	衣類乾燥機	5.8 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	15	4.5	4.5	4.5	
			開放式	衣類乾燥機	5.8 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	15	4.5		4.5	
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		100	50	100	50		
			内部容積が1立方メートル未満のもの		50	30	50	30		
簡 易 湯 沸 設 備	不 燃 以 外	開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを付けない場合	7 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	15	4.5	4.5	4.5	
			瞬 間 型	フードを付けない場合	12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式			12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下		4.5	4.5	4.5	
		燃 密	常圧貯蔵型			12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			閉 式	瞬 間 型	調理台型	12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下		0		0
		壁掛け型、据置型			12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	燃 料	屋外用		フードを付けない場合	12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12 ｾﾝﾄﾜｯﾄ以下	15	15	15	15	

燃	不	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 ｷﾛﾜｯﾄ以下	30	4.5		4.5	
			常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7 ｷﾛﾜｯﾄ以下	10	4.5		4.5	
		瞬間型	瞬間型	フードを付けない場合	12 ｷﾛﾜｯﾄ以下	30	4.5		4.5	
			瞬間型	フードを付ける場合	12 ｷﾛﾜｯﾄ以下	10	4.5		4.5	
	半密閉式				12 ｷﾛﾜｯﾄ以下		4.5		4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型				12 ｷﾛﾜｯﾄ以下	4.5	4.5		4.5
		瞬間型	調理台型			12 ｷﾛﾜｯﾄ以下		0		0
			瞬間型	壁掛け型、据置型			12 ｷﾛﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合				12 ｷﾛﾜｯﾄ以下	30	4.5		4.5
		フードを付ける場合				12 ｷﾛﾜｯﾄ以下	10	4.5		4.5
	液体燃料	不燃以外			12 ｷﾛﾜｯﾄ以下		40	4.5	15	4.5
		不燃			12 ｷﾛﾜｯﾄ以下		20	1.5		1.5
燃	不	半密閉式	常圧貯蔵型		12 ｷﾛﾜｯﾄを超え 42 ｷﾛﾜｯﾄ以下		15	15	15	
			瞬間型		12 ｷﾛﾜｯﾄを超え 70 ｷﾛﾜｯﾄ以下		15	15	15	
	密閉式	常圧貯蔵型		12 ｷﾛﾜｯﾄを超え 42 ｷﾛﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

給湯設備	気体燃料	外	瞬間型	調理台型	12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下		0		0	
				壁掛け型、据置型	12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 42 ｷﾜｯﾄ以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 42 ｷﾜｯﾄ以下	15	15	15	15	
		用	瞬間型	フードを付けない場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12 ｷﾜｯﾄを超え 42 ｷﾜｯﾄ以下		4.5		4.5
				瞬間型		12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下		4.5		4.5
	閉式		常圧貯蔵型		12 ｷﾜｯﾄを超え 42 ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5		4.5	
			瞬間型	調理台型	12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下		0		0	
	壁掛け型、据置型			12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5		4.5		
	燃屋外		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 42 ｷﾜｯﾄ以下	30	4.5		4.5	
				フードを付ける場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 42 ｷﾜｯﾄ以下	10	4.5		4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	30	4.5		4.5	
				フードを付ける場合	12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	10	4.5		4.5	
	液体燃料		不燃以外			12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	60	15	15	15
		不燃			12 ｷﾜｯﾄを超え 70 ｷﾜｯﾄ以下	50	5		5	

					下									
					上記に分類されないもの		60	15	60	15				
移動式	気体	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 ｷﾝﾂ以下	100	30	100	4.5	注1:熱対流方向が一方方向に集中する場合には60センチメートルとする。 注2:方向性を有するものには100センチメートルとする。			
					全周放射型	7 ｷﾝﾂ以下	100	100	100	100				
					自然対流型	7 ｷﾝﾂ以下	100	4.5	4.5	4.5				
					強制対流型	7 ｷﾝﾂ以下	4.5	4.5	60	4.5				
		燃	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 ｷﾝﾂ以下	80	15	80		4.5		
						全周放射型	7 ｷﾝﾂ以下	80	80	80		80		
						自然対流型	7 ｷﾝﾂ以下	80	4.5	4.5		4.5		
						強制対流型	7 ｷﾝﾂ以下	4.5	4.5	60		4.5		
	ス	液体	不燃	開放式	強制対流型	放射型	7 ｷﾝﾂ以下	100	50	100	20			
						自然対流型	7 ｷﾝﾂを超え 12 ｷﾝﾂ以下	150	100	100	100			
							7 ｷﾝﾂ以下	100	50	50	50			
						燃	以外	式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 ｷﾝﾂ以下	100	15	100
温風を全周方向に吹き出すもの										7 ｷﾝﾂを超え 12 ｷﾝﾂ以下	100	150	150	150
											7 ｷﾝﾂ以下	100	100	100

調	理	用	器	具	料	不燃	開	放	式	燃	強	制	対	流	型	放射型	7 ｷﾓｯﾄ以下	80	30		5																								
																自然対流型	7 ｷﾓｯﾄを超え 12 ｷﾓｯﾄ以下	120	100		100																								
																	7 ｷﾓｯﾄ以下	80	30		30																								
																温風を前方向に吹き出すもの	12 ｷﾓｯﾄ以下	80	5		5																								
																	7 ｷﾓｯﾄを超え 12 ｷﾓｯﾄ以下	80	150		150																								
																温風を全周方向に吹き出すもの	7 ｷﾓｯﾄ以下	80	100		100																								
																	固体燃料		100	50 注2	50 注2	50 注2																							
																調	理	用	器	具	料	不燃	開	放	式	燃	加	熱	部	が	隠	ぺ	い	バー	ナー	が	露	出	卓上型こんろ(1口)	5.8 ｷﾓｯﾄ以下	100	15	15	15	注: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
																																							卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 ｷﾓｯﾄ以下	100	15 注	15	15 注	
																																							加熱部が開放	卓上型グリル	7 ｷﾓｯﾄ以下	100	15	15	
加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7 ｷﾓｯﾄ以下	50	4.5	4.5	4.5																																							
	卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7 ｷﾓｯﾄ以下	15	4.5	4.5	4.5																																							
	炊飯器(炊飯容量 4 リットル以下)	4.7 ｷﾓｯﾄ以下	30	10	10	10																																							
	圧力調理器(内容積 10 リットル以下)		30	10	10	10																																							

電 氣 調 理 用 機 器	不燃以外	こんろ、電気レンジ、 電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの		10 注2		10 注2	
				4.8 ｷﾜｯﾄ以下（1 口当たり 1 ｷﾜｯﾄを超え 2 ｷﾜｯﾄ以下）	100	2	2	2
						15 注1		15 注1
			4.8 ｷﾜｯﾄ以下（1 口当たり 1 ｷﾜｯﾄ以下）		10 注2		10 注2	
				100	2	2	2	
						10 注1 注2		10 注1 注2
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、 電磁誘導加熱式調理器のもの	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8 ｷﾜｯﾄ以下（1 口当たり 3.3 ｷﾜｯﾄ以下）	100	2	2	2
						10 注2		10 注2
			4.8 ｷﾜｯﾄ以下（1 口当たり 3 ｷﾜｯﾄ以下）	80	0		0	
					0 注1 注2		0 注1 注2	

部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。

			調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8 ｾﾞｯﾄ以下（1口当たり3.3 ｾﾞｯﾄ以下）	80	0	0							
							0 注2	0 注2							
電気 天 火	電 気	不燃以外	不燃	2 ｾﾞｯﾄ以下	2 ｾﾞｯﾄ以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10センチメートルとする。					
											2 ｾﾞｯﾄ以下	10	4.5 注	4.5 注	
電子 レ ン ジ	電 気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2 ｾﾞｯﾄ以下	2 ｾﾞｯﾄ以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10センチメートルとする。					
											2 ｾﾞｯﾄ以下	10	4.5 注	4.5 注	
電気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 ｾﾞｯﾄ以下	2 ｾﾞｯﾄ以下	100	30	100	4.5						
											全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 ｾﾞｯﾄ以下	100	100	100
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 ｾﾞｯﾄ以下	80	15	4.5								
								全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 ｾﾞｯﾄ以下		80	80	80		
														自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 ｾﾞｯﾄ以下
不燃以外	食器乾燥器	1 ｾﾞｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5									

乾燥器	気	不燃	食器乾燥器	1 ｷﾜｯﾄ以下	0	0		0	
	電気乾燥機	電	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5
気		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 ｷﾜｯﾄ以下	4.5 注1	0 注2	注2	0 注2	
電気温水器	電	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 ｷﾜｯﾄ以下	4.5	0	0	0	
	気	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 ｷﾜｯﾄ以下	0	0		0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
金剛泉北線	東菜・木一丁目1757番238地先から	西山台六丁目711番57地先まで
東池尻35号線	東池尻四丁目1030番6地先から	東池尻四丁目1033番10地先まで
東池尻39号線	東池尻二丁目1182番10地先から	東池尻二丁目1182番20地先まで
東池尻40号線	東池尻二丁目1182番17地先から	東池尻二丁目1182番15地先まで
東池尻41号線	東池尻二丁目1182番20地先から	東池尻二丁目1182番14地先まで

西池尻 9 3 号線	池尻中三丁目 6 6 9 番 1 地先 から	池尻中三丁目 6 5 4 番 2 地先 まで
狭山 3 4 号線	半田六丁目 8 3 8 番 1 地先か ら	狭山一丁目 8 0 8 番 1 1 地先 まで
狭山 4 2 号線	狭山二丁目 2 3 8 9 番 1 地先 から	狭山二丁目 9 1 0 番 1 地先 まで
茱・木 2 6 号線	茱・木六丁目 1 0 9 6 番 2 地 先から	茱・木六丁目 1 0 3 4 番 1 8 地先まで
茱・木 7 4 号線	茱・木三丁目 2 2 7 番 1 1 地 先から	茱・木三丁目 2 1 8 番 5 0 地 先まで
半田 7 号線	半田二丁目 3 6 2 番地先から	東茱・木一丁目 1 7 5 7 番 2 3 8 地先まで
半田 2 9 号線	半田五丁目 1 2 4 7 番 1 地先 から	半田五丁目 1 2 3 8 番 1 9 地 先まで

廃止する路線

路線名	起 点	終 点
金剛泉北線	東茱・木三丁目 2 2 8 7 地先 から	大野台七丁目 7 1 1 番 3 地先 まで
東池尻 3 5 号線	東池尻四丁目 1 0 3 0 番 6 地 先から	東池尻四丁目 1 0 3 2 番 8 地 先まで
狭山 3 4 号線	半田六丁目 8 3 8 番 1 地先か ら	狭山一丁目 8 1 9 番 1 地先ま で
茱・木 2 6 号線	茱・木六丁目 1 0 9 6 番 2 地 先から	茱・木六丁目 1 0 9 6 番 2 地 先まで
半田 7 号線	半田二丁目 3 6 2 番地先から	東茱・木三丁目 2 2 8 4 番地 先まで

議案第 17 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第 7 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 27
年度(2015年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 7 号)を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 18 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)につ
いて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 27
年度(2015年度)国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)を別案のとおり
提出する。

平成 28 年(2016年)2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 19 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特
別会計補正予算(第 3 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 27
年度(2015年度)下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第20号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 2 1 号

平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度(2015年度)後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 2 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 22 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 2 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015年度)東野財産区特別会計補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 23 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第 4 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015年度)池尻財産区特別会計補正予算(第 4 号)を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 2 4 号

平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計予算
について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 2 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 25 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 26 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別
会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年) 2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 27 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 28 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 29 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特
別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)2 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第30号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 3 1 号

平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特
別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 2 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第32号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第33号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第34号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会
計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第35号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市議会
議長 丸山高廣 様



2016年2月18日

紹介議員

北村 栄司

松尾 巧 薦 田 育子

全日本年金者組合 大阪府本部
委員長 永井 雨彦
全日本年金者組合 大阪狭山支部
執行委員長 岡村 隆

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

貴職におかれましては、大阪狭山市民の生活向上と福祉増進のためご尽力されていることに敬意を表します。

厚生労働省は昨年の全国消費者物価2,7%、賃金2,3%上昇を受けて昨年4月より、年金を0,9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして2,7%増額すべきところを2004年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率2,3%から年金の「特例水準」解消のためとする0,5%を減じた上に、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに0,9%を減額し、結果として0,9%の増額改定にとどめたことによるものです。

その上、政府・厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の伸びを理由に「マクロ経済スライド」を使ってこの先30年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用出来るようにする法改定も狙っています。

年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が200万人にも増大し、年収200万円以下のワーキングプアが1100万人を超える異常な状態となるなか、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。

いま若者に必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切り替え、最低賃金の大幅引き上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚・少子化に歯止めをかけることです。

年金は、その殆どが消費に回ります。年金の引き下げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできること、地域のつながりと街づくりに貢献できることを願っています。

ついては、年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記の事項について、意見書を採択し地方自治法99条に基づいて、国会または、政府関係省庁に送付されるよう請願します。

記

- 1、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2、年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3、全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4、年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。

以上

衆議院議長殿
参議院議長殿

大阪狭山市市議会

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)

厚生労働省は一昨年の全国消費者物価2.7%、賃金2.3%上昇を受けて、昨年4月より年金を0.9%増額改定した。これは本来なら物価上昇にリンクして2.7%増額すべきところを、2004年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする0.5%を減じた上に「マクロ経済スライド」の初の適用で、さらに0.9%を減額し、結果として0.9%の増額改定にとどめたことによるものである。

その上、厚生労働省は「マクロ経済スライド」を使ってこの先30年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済化でも適用できるようにする法改定も検討されている。

年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療、介護保険料の負担増のもとで、高齢者、年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法に保障された生存権を脅かしている。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、「将来の年金生活者」になる低賃金の非正規雇用で働く若者、女性にとっても大変深刻な問題である。若者が高齢期を迎えた時に最低保障年金など安心して暮らせる年金制度に改善しておくことが求められている。

年金はそのほとんどが消費にまわる。年金の引下げは、消費や税収等地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっている。年金が増えれば地域の消費も増え、地方の税収が増加し、高齢者の医療、介護の負担も低減できる好循環になる。

本議会は、当市にかぎらず全国で、高齢者が安心、安全、健康で高齢期を送り、地方創生、地域の街づくりで活躍することを願い、本意見書を採択し、地方自治法99条に基づいて貴議会に送付するとともに、特に高齢者の切実な要求である下記事項について、善処されることを要望するものである。

記

- 1 年金の隔月支給を国際水準なみに毎月支給に改めること。
- 2 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上